

国立大学法人九州工業大学の中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>九州工業大学は、開学以来の理念である「技術に堪能なる士君子」の養成に基づき、世界をリードする高度技術者の養成を基本的な目標とする。</p> <p>教育・研究の高度化を図り、今後も世界に向けての「知と文化の情報発信拠点」であり続けることを目指す。さらに、「知の源泉」として地域社会の要請に応え、教育と研究を通して次世代産業の創出・育成に貢献する、個性豊かな工学系総合大学を目指す。</p> <p>《基本的な目標の実現に向けて、以下の項目を設定する。》</p> <p>【1. 教育】 研究と社会貢献を礎として、グローバル・エンジニアを養成する。</p> <p>【2. 研究】 世界トップレベルの分野を創出する。</p> <p>【3. 貢献】 研究を通した产学連携を基軸に活動を展開する。</p> <p>【4. 新技術創成】 教育、研究、社会貢献を通して、「基盤工学」、「情報工学」、「生命体工学」分野における相互連携と融合による新技術創成を目指す。</p>	
<p>I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成16年4月1日から平成22年3月31日</p> <p>2 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置く。</p>	
<p>II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <p>[大学の理念を教育面で実現するための目標] 「大学の基本的な目標」を教育面において実現するため、社会と時代の要請を踏まえた実学を重視するとともに、幅広い国際的視野と教養及び技術者倫理を身に付けた「技術に堪能なる士君子」を養成する教育を行う。</p> <p>[学士課程における目標]</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>[大学の理念を教育面で実現するための目標を達成するための措置] 「教育内容等に関する目標を達成するための措置」、「教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置」、「学生への支援に関する目標を達成するための措置」により、大学の理念を教育面で実現するための目標の達成に取り組む。</p> <p>[学士課程における目標を達成するための措置]</p>

- ① 学生には、大学における学習に取り組むにあたっての明確な目的意識と勉学への動機付けを身に付けさせる。
- ② 工学の基礎に関する体系的な教育を行い、自主的に学習を継続することのできる能力を養う。
- ③ 専門分野に関する体系的な教育を行い、課題探究と問題解決にあたって、自分の専門分野に関する知識を的確に応用することのできる能力を養う。
- ④ 自分の専門分野において情報技術を駆使することのできる能力を養う。
- ⑤ 幅広い視野と教養、国際的に通用するコミュニケーション能力、自分の専門分野の技術が社会に及ぼす影響とその責任を自覚することのできる能力を養う。
- ⑥ 国際的に通用する水準の技術者教育を行い、卒業生については、国際的に通用する技術者としての品質（専門知識と技術水準）を保証する。

[大学院課程における目標]

- ① 大学院の教育課程と研究指導体制を充実・強化することにより、自立して研究及び技術開発に従事することのできる能力を養う。
- ② 高度な知的資源を創出することのできる能力を養う。
- ③ 学位授与に関する社会への説明責任を果たす。

- ① 新入生を対象としたガイダンス、導入教育科目（入門科目）、少人数演習科目（少人数セミナ）の実施、また、上級学年の学生を対象としたプロジェクト演習型科目、専門概論科目等の実施を通して、大学における勉学に取り組む上での明確な目的意識と動機付けを身に付けさせる。
- ② 数学、自然科学、情報技術等の工学基礎に関する教育の充実、内容の精選、体系化を図るとともに、工学基礎に関する実験科目、演習科目を強化し、それを補佐するTAを重点的に配置する。
- ③ 専門分野の教育内容の充実、精選、体系化を図るとともに、講義科目に並行して開設される専門実験科目、専門演習科目、プロジェクト演習型科目、卒業研究等の教育内容と指導体制を充実・強化し、専門分野に関する知識を課題探究と問題解決に応用する能力を養う。
- ④ 専門分野に情報技術を駆使する能力を養うために、情報基礎科目的教育を一層強化するとともに、情報技術に関わる上級年次の専門科目を充実・強化し、また、学生が情報処理技術に関する自主的学習に取り組むことのできる教育環境を整備する。
- ⑤-1) 人文社会系の授業科目及び英語と第二外国語の授業科目の内容の充実、精選、強化を図り、学生に幅広い国際的視野と教養を身に付けさせる。
特に、英語によるコミュニケーション能力の強化策に関連して、学外試験制度の英語教育への導入について検討する。
- 2) 専門教育の学習課程に、日本語による論理的な記述能力、口頭発表の能力、討論等のコミュニケーション能力等の強化に関わる授業科目を開設する。また、専門分野の技術が社会と自然に及ぼす影響を理解し、技術者として社会に対する責任を自覚する能力（技術者倫理）に関する科目を開設する。
- ⑥ 国際的に通用する水準の技術者教育の教育課程を整備し、また、教育内容や教育環境を点検して継続的に改善するためのシステムを整備し、卒業生を「国際的に通用する技術者」として社会に出せる教育体制を整備する。

[大学院課程における目標を達成するための措置]

- ①-1) 自立して研究及び技術開発に従事することのできる能力を養うため、大学院の教育課程の開設科目の充実、内容の精選、体系化を図り、併せて、指導教育職員による研究指導体制の強化を図る。
- 2) 産学連携によるプロジェクト研究の推進、インターンシップの活用等により、現実の社会のニーズに密着した教育と研究指導の充実・強化を図る。
- 3) 他大学院・他研究科との単位互換、遠隔教育等を積極的に実施する。
- ②-1) 高度な知的資源を創出することのできる能力の涵養を目的として、学外の教育機関や研究機関との連携等による大学院教育の多様化と高度化を図る。
- 2) 大学院生が国際学会や国内の学会で研究発表を行うことを奨励し、発表件数等を公表する。また、研究発表に関して大学院生を経済的に支援するための方策を大学として検討する。
- ③-1) 学位授与の基準を公表し、学位論文の発表会を原則公開する。
- 2) 指導教育職員による研究指導体制を強化することにより、博士後期課程の学位授

(2) 教育内容等に関する目標

[アドミッション・ポリシーに関する目標]

- ① 「大学の基本的な目標」を踏まえ、各学部・研究科が求める学生像（アドミッション・ポリシー）を明確に策定し、公表するとともに、そのポリシーに合致する志望学生を集めの方策を講じる。
- ② 多様な能力、資質、適性を持った受験生を多元的に評価し受入れるために、入学者選抜方法の改善に努める。

[教育課程に関する目標]

- ① 「教育の成果に関する目標」を踏まえて、各学科・専攻の学習・教育目標を明確に設定し、公開し、学生及び教育職員に周知させる。
- ② 設定された学習・教育目標を達成するための体系的な教育課程を整備する。

- ③ 教育課程と教育システムは、「国際的に通用する技術者教育」に求められる要求基準を踏まえて設計する。

- ④ 各々の開設科目について、教育課程におけるその位置付け、教育上の達成目標(学習・教育目標との関連)、成績評価の方法と評価基準(合格のための要件)を明確に設定し、公開し、学生及び教育職員に周知させる。

[教育方法に関する目標]

- ① 各々の授業科目の特性や教育目的に応じて、多様な形態の授業科目を適切に開設する。

与率の向上を図る。

- 3) 博士後期課程の学位論文の審査に、学外の有識者を積極的に加える。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

[アドミッション・ポリシーに関する目標を達成するための措置]

- ① 各学部・研究科のアドミッション・ポリシーを明確に設定し、その公表と周知徹底を図るとともに、オープンキャンパス、出前講義、進学説明会等による高等学校、高等専門学校等との連携と情報提供の強化を図る。

- ②-1) 学士課程においては、入学者選抜方法の改善を図るため、長期間にわたる受験生の入学試験成績情報、入学後の学生の成績情報（成績の推移情報）、卒業後の進路等に関する情報を網羅するデータベースシステムを構築して、入試データの追跡調査を行い、追跡調査結果のデータに基づいた入学者選抜方法の改善に取り組む。
- ②-2) 大学院課程においては、産学連携に基づく関連企業からの社会人学生の受け入れ、大学間交流協定の締結校からの留学生の受け入れ等を促進する。

[教育課程に関する目標を達成するための措置]

- ①-1) 各学部、学科及び各研究科、専攻の学習・教育目標を明確にし、学生及び教育職員に周知徹底させる。
- ①-2) 各々の学習・教育目標を公表する。
- ②-1) 学習・教育目標を達成できるようにカリキュラムを改善・整備する。
- ②-2) 科目間の関連を明確にし、これらを有機的に連携させたカリキュラム体系を実現する。
- ②-3) カリキュラムの設計に基づいて各々の科目の授業計画書（シラバス）を作成し、公開する。
- ③-1) J A B E E が規定する学士課程の「国際的技術者教育の水準」を満たせるよう教育課程と教育システムの設定に努める。
- ③-2) 教育課程を継続的に向上・改善させる目的をもつ組織を作る。
- ③-3) カリキュラム体系に準拠して、教育効果を向上・改善させるための教育職員間のネットワークを組織する。
- ③-4) 卒業生、修了生及び就職企業先に対するアンケートを継続的に実施し、カリキュラムの改善・向上、水準の維持に努める。
- ④-1) 教育面における大学の理念に基づいた教育課程において、各科目の位置付けと学習・教育目標との関連を明確にする。
- ④-2) 「国際的に通用する技術者」としての社会からの品質保証の要求を満たすように、成績評価の基準の設定、進級要件と修了要件の設定を適切に行う。

[教育方法に関する目標を達成するための措置]

- ① 各々の授業科目の特性や教育目的に応じて、少人数教育、習熟度別クラスの編成、PBL (problem based learning) 型の実験科目や演習科目、ネットワークを用いた双方

- ② 学生自身に「学習・教育目標に対する自己自身の達成度」を点検させ、その結果を学習に反映させるメカニズムを整備する。
- ③ 学生の自主的学習を補助するための情報機器やソフトウェアを整備する。また、指導教育職員や各々の科目の担当教育職員による学習相談や助言を実施するための体制を整備する。

[成績評価に関する目標]

- ① 各々の授業科目について、成績評価の方法と成績評価の基準を明確に設定し、公開し、その方法と基準に従つて実際の成績評価を行い、成績評価の透明性を確保する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

[教育の質を保証する体制に関する目標]

- ① 入学から卒業・修了までの教育の質を保証する体制を各学科・専攻に整備する。
- ② 学習・教育目標を達成させるための能力を持った十分な数の教育職員を確保することを最優先課題として、各学部・研究科の教育職員採用人事を行う。
- ③ 各々の授業科目の特性や教育目的に応じて、授業を補佐する技術職員とTAを重点的かつ適切に配置する。

[教育環境の整備に関する目標]

- ① 情報技術に関する教育を充実・強化するため、計算機端末の整備をはじめとする情報機器及び情報ネットワークの整備を促進する。
- ② 学生の自主的学習を支援するため、学生が自由に使える端末室等の充実・整備を図り、自主的学習のための教材資料や教育ソフトを整備する。
- ③ 附属図書館の電子化、附属図書館資料の充実及び学術情報発信機能の整備により、教育・研究支援組織として効果的なサービスを提供する。

- 向型教育、クオーター制の開講科目等、多様な形態の授業科目を適切に開設する。
- ② 学生自身に「学習・教育目標に対する自己自身の達成度」を点検させるため、学生用の教務情報システムに、必要な点検用データが表示されるようにする。
 - ③ 自主的学習を補助するシステムの整備には、e-ラーニング事業推進室の支援を受けつつ担当組織が責任を持って対応する。

[成績評価に関する目標を達成するための措置]

- ①-1) 各々の授業科目の成績評価の方法と成績評価の基準（学習・教育目標の達成度を判定する基準及び合格の基準）は、公表されるシラバスに明確な形で記載する。
- 2) 期末試験等による成績評価は、試験等の実施後、なるべく早く学生に対してフィードバックする。
- ③) 各々の授業科目の試験問題及びその答案、レポート課題及び提出レポート等、成績評価に用いられた資料は、整理して一定期間保存し、必要に応じて成績評価の妥当性を検証するための資料として利用出来るようにする。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

[教育の質を保証する体制に関する目標を達成するための措置]

- ①-1) 学習・教育目標に合致した人材を育成するため、教職員の適切な配置を図る。
- 2) 1～3年次生に対するグループ担任制を採用し、学生の指導強化を図るとともに、各学年に学年主任において学生指導のための連携強化を図る。
- 3) 指導教育職員グループによるきめ細かな教育・研究指導を行う。
- ②) 学習・教育目標を達成するために必要となる教育職員の確保には、担当組織と各学部・研究科及び役員会等が責任を持って対応する。
- ③) 授業を補佐するTAの配置（そのための予算の確保）には、担当組織が責任を持って対応する。

[教育環境の整備に関する目標を達成するための措置]

- ①) 情報教育のための計算機端末の整備や情報ネットワークの整備には情報科学センター及び各学部・研究科の担当組織が責任を持って対応する。
- ②) 学生の自主的学習を支援するための設備及びソフトの整備には、e-ラーニング事業推進室の支援を受けつつ附属図書館及び各学部・研究科の担当組織が責任を持って対応する。
- ③-1) 電子ジャーナル等の整備、Webサイトを用いた学術情報の活用・提供等附属図書館の電子化を推進する。
- 2) 附属図書館資料の充実を図るとともに、閲覧環境を整備する。

- [教育の質を改善するためのシステムに関する目標]
- ① 教育の質を向上させる仕組み（FD）を整備し、その活動を公開する。
 - ② 教育の質の向上を目的とする授業アンケートを継続的に実施し、その結果を教育課程、教育環境、各科目の教育内容、教育方法等の改善のためにフィードバックするための教育点検システムを整備する。
 - ③ 教育職員の教育に関する貢献について、評価するシステムを整備する。

(4) 学生への支援に関する目標

[学習支援に関する目標]

- ① 教育環境に関して、学生の要望を受けて改善を図るためのシステムを整備する。
- ② 学生に明確な学習目的を持たせ、また、勉学に対する強い動機付けを身につけさせることを目的とした種々の方策を実施し、学生の学習意欲の向上を図る。

[生活支援に関する目標]

- ① 学生のキャンパスライフに関して、学生の要望を受けて改善を図るためのシステムを整備する。
- ② 心身の健康保持・増進を目的とした学生相談、カウンセリング等の学生支援体制の整備・充実を図る。

- ③ 就職指導と就職活動支援の体制の整備・充実を図る。
- ④ 留学生及び社会人学生の生活を支援する体制の整備・充実を図る。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- ① 「大学の基本的な目標」を踏まえ、社会が求める問題の解決を中核とする研究課題の重点化を推進する。

-3) 学内学術情報の収集・整理とその発信システムを整備する。

[教育の質を改善するためのシステムに関する目標を達成するための措置]

- ① FD活動組織を中心として、教育の質を向上させるための取り組み（講演会や公開授業の実施を含む。）にあたり、その活動を公表する。
- ② 教育の質の向上を目的とする授業アンケートを継続的に実施し、その結果を教育課程、教育環境、教育内容、教育方法等の改善のためにフィードバックする教育点検システムを、各学部・研究科の担当組織が責任を持って整備する。

- ③ 教育職員の教育に関する貢献を評価するシステムを、各学部・研究科で担当組織が責任を持って整備する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

[学習支援に関する目標を達成するための措置]

- ① 教育環境に関して、学生生活実態調査等の結果の活用等、学生の要望を受けて改善を図るためのシステムは、各学部・研究科の担当組織が責任を持って整備する。
- ②-1) 学生の学習意欲の向上を図るための方策については、「学士課程における目標を達成するための措置」の①に記載した。
- ②-2) 成績不振者及び不登校学生を早期に発見し、必要なケア（勉学上の指導）を行うためのシステムを構築する。

[生活支援に関する目標を達成するための措置]

- ① 学生生活実態調査等の結果の活用等、キャンパスライフの改善を図るシステムに関しては、各学部・研究科の担当組織が責任を持って整備する。
- ②-1) 保健センターに置かれている学生相談室の整備・充実を図り、保健センターの専門カウンセラと教職員が一体となって問題を持つ学生のケアにあたるシステムを整備する。
- ②-2) セクシャル・ハラスメントをはじめとする各種のキャンパス・ハラスメントを防止し、また、それに対応する組織を整備する。
- ③ 就職説明会や就職セミナーの充実を図る。

(＊留学生・社会人等に対する支援については、「その他の目標を達成するための措置」に記載)

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ① 目指すべき研究の方向
 - ア 世界的課題を解決するため、平成21年度までに、延べ5件以上の全学的な研究プロジェクトを立ち上げ、研究拠点の形成を目指す。特に重点化するプロジェクトについては、ヒューマンライフＩＴ開発センターなどのように学内措置等によりセンター化を図る。

- ② 基盤工学、情報工学、生命体工学の分野を融合した「新技術創成」により、課題解決を図る。
- ③ 研究の水準を常に向上させるとともに、研究成果を増加させる。
- ④ 学内共同研究及び国内外の他研究機関との共同研究を積極的に推進し、その成果を社会へ還元する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

- ① 社会からの要請に迅速に対応するため、研究支援体制を整備する。
- ② 学術研究の動向等に応じて、研究組織の柔軟な編成を図る。
- ③ 研究の業績等に関する学内の評価基準を策定し、その評価に基づき、研究費の配分の適正化を図るとともに、研究の質的向上を図る。

- イ 各研究科において、それぞれの特徴を生かした研究プロジェクトを立ち上げ、研究拠点を形成し研究を高度化する。
ウ 北部九州地域の課題を解決する研究プロジェクトを立ち上げ、学外機関と一体となって課題の解決に当たる。
 - ② 大学として重点的に取り組む領域
 - ア 各研究科が連携して、国の重点4領域（ライフサイエンス、環境、情報通信、ナノテクノロジー・材料）に関し、競争的資金獲得を目指した研究プロジェクトを平成21年度までに、延べ5件以上立ち上げる。
 - イ 工学研究科を中心として、資源・環境・エネルギー等の「基盤工学」に関する研究プロジェクトを立ち上げる。
 - ウ 情報工学研究科を中心として「情報工学」に関する研究プロジェクトを立ち上げる。
 - エ 生命体工学研究科を中心として、「生命原理の工学的応用」に関する研究プロジェクトを立ち上げる。
 - ③ 研究の水準と成果の向上に関する具体的方策
 - ア 「世界トップレベルの研究」の定義を学内で決定し「世界トップレベルの研究」と評価できる研究を増加させる。
 - イ 専門分野に応じた国内外の主要雑誌及び主要国際会議を指定し、これらに掲載される論文数を平成15年度に比較し、50%増加するよう最大限努力する。
 - ④ 研究成果の社会への還元に関する具体的方策
 - ア 広報活動を強化し、研究活動及び成果を社会に公表する。
 - イ 国際シンポジウムを毎年2件以上主催する。
 - ウ 重点化した研究プロジェクトは、研究成果発表会を実施するとともに、学外専門家を加えて評価し、評価結果を公表する。
- (*) 他研究機関との共同研究等については、「その他の目標を達成するための措置」に記載)

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- ① 研究支援体制に関する具体的方策
 - ア 研究戦略室（仮称）を設置し、研究マネージメント機能を強化する。
- ② 適切な研究者等の配置に関する具体的方策
 - ア 学部・研究科を越えた全学的な研究体制を構築する。
 - イ 学部・研究科の研究組織においては、柔軟な研究グループ体制を整える。
 - ウ 重点研究課題及び重点分野については、新任の教育職員に対して、原則として任期制を導入する。
 - エ RA及び特別研究員の有効な活用について検討し、研究効率を向上する。
- ③ 研究評価による研究資金の配分システム及び研究の質の向上に関する具体的方策
 - ア 教育職員の研究業績に対する評価システムを構築し、評価結果を各教育職員にフィードバックする。なお、評価システムは、内部評価及び外部評価により定期的に刷新する。
 - イ 研究業績に対する評価に基づき、学内研究資金の配分システムを構築し、年度

④ 知的財産を創出、取得、管理及び活用する。

⑤ 研究に必要な設備等を充実させるとともに、効率的に活用する。

⑥ 大学発ベンチャーを増加させる。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

① 「大学の基本的な目標」を踏まえ、学外の研究組織・機関との連携・協力を強化し、産学連携による新産業の創出及び人材育成を通して地域社会の発展に貢献する。

毎に全学的な重点配分計画を策定の上、配分する。

ウ 研究業績に対する評価に基づく学内研究資金の運用システムの学内への周知を図り、競争原理による研究の活性化を推進する。

エ 研究活動等の状況及び問題点を把握し、研究の質の向上及び改善を図るためのシステムを構築する。

④ 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

ア 知的財産本部（知財管理、知財活用、知財支援、知財研究の4部門構成）を設置し、地方に位置する大学における知的財産本部のモデルとなるシステムを構築する。

イ 知的財産本部は、利益相反や職務責任等の諸問題を研究し、知的財産戦略を構築する。

ウ 教職員に対する知的財産教育を実施するとともに、知的財産権の取得に関する奨励制度を整備し、知的財産権の出願件数を平成15年度に比較し、50%増加させるよう最大限努力する。

エ 学外の知的財産に関する機関と密接に連携し、学外機関による知的財産の評価に基づき、知的財産の柔軟な活用を行うとともに、知的財産の活用等に関する産学官連携に向けた環境を整備する。

⑤ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

ア 大学として重点的に取組む領域に必要な研究設備を優先的に整備する。また、全学共同利用スペースを優先的に措置する。

イ 学内共同教育研究施設等による教育研究への支援機能を強化する。

また、学内の研究設備・機器等を一括管理するシステムを構築し、設備・機器の効率的利用を実施する。

⑥ 大学発ベンチャーを増強させる具体的方策

ア 教職員及び学生に対する起業家育成教育を実施する。

イ ベンチャー意欲をもつ学内外の人材のための環境を整備する。

ウ 各キャンパスにインキュベート機能を有する施設を整備する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

①-1 産業界との連携を深め、共同研究、受託研究等の獲得件数を平成15年度に比較し、50%増加させるよう最大限努力する。また、大学で開発した技術、研究成果について産業界への移転を促進する。

-2 民間機関を会員とする九州工業大学支援クラブ（仮称）を設立し、技術指導及び産学連携の充実を図る。

-3 北九州市の知的クラスター（北九州ヒューマンテクノクラスター構想）の中核として「システムLSIを軸とした新産業の創成」を通して地域及び産業界と強力な連携を図る。

-4 福岡県のシステムLSI設計開発拠点化構想及び北九州市のエレクトロニクス産業拠点構想に主体的に参画し、産学官連携を積極的に推進する。

- ② 科学技術教育・先端技術を活用した教育を小・中・高等学校等へ提供し、科学技術立国を支える人材育成に貢献する。
- ③ 急速に発展する科学技術に対応できる技術者及び研究者を養成するため、社会人の再教育を拡充する。
- ④ 国際的に認知された世界水準の大学を目指すために、海外の諸機関との連携を強化し、教育・研究による国際的な貢献を高める。

- 5) 地球温暖化防止に関する国際的プロジェクト、北九州市エコタウン事業等へ主体的に参画する。
- ② 科学技術立国を支える人材育成に関する具体的方策
 - ア 小・中・高校生等を対象とした出前講義等を組織的に実施する。
 - イ 大学の施設公開を毎年各キャンパス2回以上実施し、小・中・高校生等に大学の施設及び研究内容を公開する。
- ③ 社会人の再教育のための具体的方策
 - ア 学内施設及びサテライトキャンパスを活用した社会人を対象とする先端技術講習会等を毎年5回以上開催し、その内容を充実させる。
 - イ 受入れ促進を図るために、クオーター制の導入を一部の科目で実施するとともに、授業担当教育職員が理解度に基づき適宜指導を行う。
(この具体的な方策については、留学生受入れにおいても実施する。)
 - ウ 科目等履修生、聴講生及び研究生の受入れを増加させる。
- ④ 海外の大学、研究機関との連携・交流を拡充するための具体的方策
 - ア 国際交流協定校との間で国際共同研究及び交流事業を充実させる。
 - イ 留学生の生活支援に関しては、関係組織がその整備・充実にあたる。
 - ウ 外国人研究者及び留学生を積極的に受入れる。
 - エ 留学生に日本語教育を行う。
 - オ 留学生に対して、日本人学生チューターによる環境・生活習慣に対する支援及び日本語表現の指導補助を行う。
 - カ 欧米との交流協定締結を増やすとともに、交流協定校との間で更なる学生の相互交流を実施する。
 - キ 独立行政法人国際協力機構（JICA）、北九州国際技術協力協会（KITA）等が実施する事業に積極的に協力する。

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

- ① 「大学の基本的な目標」を踏まえ、学長、学部長等のリーダーシップの下、外部人材の活用も含め、機能的な運営組織の整備を図り、戦略的な学内資源配分に努め、機動的、効率的な組織運営を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ①-1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策
 - ア 「大学の基本的な目標」に基づく全学的な経営戦略を学長のリーダーシップの下で戦略会議にて策定し、役員会、経営協議会、教育研究評議会がそれぞれの責任において、経営戦略を実現する協力体制を構築する。
 - イ 学長のリーダーシップの下で長期目標・長期計画を策定し、これらの実現に至るロードマップとして経営及び財務計画に立脚した教育、研究、社会貢献に関する中期計画6年間の重点施策を明確にする。さらに、各重点施策を実現するための年度計画を策定し、公表する。
 - ウ 財務計画を策定し、年度毎の目標値及び実現に向けた具体策を明らかにし、経営基盤の確立に努める。さらに、年度毎にその自己評価を行い、次年度の目標値に反映させる。
- 2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策
 - ア 中期目標・中期計画に掲げた諸活動を具体的に実現できる運営体制を構築する

② 効率的・効果的な経営を実現するため、他大学との連携・協力体制を積極的に実現する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

① 社会のニーズや進展に対応して、教育組織と研究組織

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

① 教育・研究組織の柔軟な編成・見直しに関する具体的方策

ため、平成17年度までに国内外の優れた事例を調査する。

イ 理事及び副学長の機能を補佐する体制を整備し、機動的かつ効果的な運営体制を平成17年度までに整備する。

ウ 教育職員と事務系職員（技術職員を含む。）が一体となり、組織運営において、構成員の役割と責任を明確にして、機動的な活動により効果的な運営を実現させる。

エ 役員会、経営協議会及び教育研究評議会の活動を常に学内外に公表して意見を求め、優れた提案を適時に反映できるシステムを構築する。

オ 全学的な運営のための委員会を精選し、効率的かつ機動的な運営が実施できる体制を平成17年度までに構築する。

-3) 学部長・研究科長を中心とした機動的・戦略的な部局運営に関する具体的方策

ア 副学部長・副研究科長を設置し、学部長・研究科長のリーダーシップの下で、学部・研究科の特質を反映する中期目標と中期計画を実現できる体制を整備する。

イ 学部長と副学部長（研究科長と副研究科長）の責任と役割を明確にし、事務系職員と協力して教育及び学生指導を機動的に実施する体制を構築する。

ウ 教授会の審議事項を精選し、かつ部局運営のための委員会を精選して、効率的かつ機動的な部局運営が実施できる体制を平成17年度までに構築する。

-4) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

ア 役員会、経営協議会及び教育研究評議会における経営戦略に基づき、研究、社会人再教育等の観点から全学委員会において重点領域を設定し、人材、資金及びスペースの重点配分を平成19年度までに実施する。

イ 役員会及び教育研究評議会における経営戦略に基づき、教育支援のための人材、資金及びスペースの重点配分を平成19年度までに実施する。

ウ 経営的視点から、全学委員会において効率的な施設・設備の活用方策を構築し、教職員に平成17年度までに公表する。

-5) 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

ア 役員会、経営協議会、監事における学外者は、産業界、行政及び地域社会等から平成16年度に適任者を登用する。

イ 経営等の専門知識を有する教育職員及び事務系職員を学外から登用する。

② 他大学間との自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

ア 北九州学術研究都市の機能を高め、本学が発展することを目指して、近隣の大学との連携体制を強化し、教育、研究、運営における効率的な活動方策を策定し、その実施に努める。

イ 教育、入学試験、産学官連携等の分野で連携・協力可能な国立大学法人と協力する体制を整備し、効果的な大学運営の実現を図る。

ウ 教育・研究及び一般業務について、国立大学法人間の連携・協力を図り、流動的な人事システムを含めて効率的な運営を図る。

を見直す。

- ② 機動的かつ効率的に、既存の教育・研究組織を再編成する。

3 人事の適正化に関する目標

- ① 「大学の基本的な目標」を達成するため、専門性を重視した、適正な人事を行う。
- ② 評価に基づく効率的かつ機動的な人事システムを構築する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成

- ① 事務組織の再構築及び事務職員配置の再編等を通して事務の効率化・合理化を図る。

- ア 社会のニーズを市場調査とともに、社会の変化を的確に捉え、迅速かつ弾力的に教育組織と研究組織を編成するシステムを構築する。
イ 教育組織と研究組織において、それぞれが責任をもって教育と研究にあたるシステムを構築する。

ウ 教育と研究に対する教育職員の役割を明確にし、教育職員の評価に反映させる。

②-1) 教育組織の見直しの方向性に関する具体的方策

- ア 入学希望者の意識及び卒業生の就職状況に関する市場調査を実施し、その結果を考慮して教育組織を柔軟に再編成する方策を平成19年度までに検討する。
イ 社会のニーズに鋭敏に対応できる教育内容を実現する組織及びその運営体制を平成19年度までに整備する。

-2) 研究組織の見直しに関する具体的方策

- ア 世界的水準の研究拠点形成を目指した研究組織を平成18年度までに優先的に立ち上げる。
イ 各部局の特性を発現できる研究組織を立ち上げる。
ウ 社会の変化に迅速に対応できる研究組織とするため、講座制を廃止し、研究グループ制とし、部局を越えた教育職員の流動化を図る。

-3) 既存組織の機動的・効率的組織への再編成に関する具体的方策

- ア 全学的な情報基盤システムを構築し、情報科学センターや附属図書館等の機能を平成18年度までに向上させる。
イ 産学連携、技術移転及び知的財産等の機能を効率的に発現する組織を構築する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

① 教育・研究のための戦略的・効果的な教職員の採用に関する具体的方策

- ア 教育職員及び特別研究員は平成17年度までに原則として公募制により募集・採用する。
イ 外国人及び女性の教育職員の確保に努める。
ウ 事務系職員は、平成18年度までに目的に応じた専門性の高い人材を採用する。

② 人事評価システムによる教職員の適正配置に関する具体的方策

- ア 教育職員及び事務系職員の個人評価システムを構築し、評価結果による適正な配置を実施する。
イ 個人評価システムを活用し、教職員毎の職務への貢献度を示す指標を策定して、学内に公表する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

①-1) 事務組織の機能・編成に関する具体的措置

- 事務の効率化、新たなニーズへの対応及び大学運営の企画立案等に参画できる事務組織の構築を図る観点から、必要に応じ見直しを行う。

-2) 事務の効率化・合理化のための具体的措置

- ア 他大学との協力により、業務の効率化を検討する。
イ 外部の専門的知識と技術を有効活用するため、各種業務の外部委託を促進する。

		<p>ウ 事務職員は、採用時に専門性、企画力を重視するとともに、これらの能力強化を目指した研修システムを平成18年度までに整備する。</p> <p>エ 事務の組織運営を評価するシステムを平成18年度までに構築する。</p>	
<p>IV 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 研究体制を適切に整備し、競争的な外部資金を獲得する。 ② 産学官連携を支援する学内体制を整備するとともに、産業界との連携・協力を促進し、外部資金の導入を図る。 ③ 大学の知を利用して企画を立案・遂行し、自己収入を増加させる。 <p>2 経費の抑制に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 管理運営の合理化、効率的な施設運営、人員配置の適正化等を進めることにより、管理的経費の節減を図る。特に大学における人件費抑制は重要な課題であるので、「行政改革の重要方針」（平成17年1月24日閣議決定）における総人件費改革実行計画も踏まえ、人件費削減に取り組む。 <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現有資産の学外への開放・利用促進を図る。 	<p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 競争的な外部資金の獲得に向けて研究体制を整備するとともに、その獲得に努力するよう教育職員に周知徹底し、競争的な外部資金を平成15年度よりも増加させる。 ②-1) 社会の要請に応じた研究テーマを増加し、連携を支援する学内体制を整備して、産学官連携による外部資金獲得額を平成15年度に比較し50%増加させるよう最大限努力する。 -2) 知的財産を管理運用する体制を整備して、外部資金の導入を積極的に図れるシステムを構築する。 ③ 社会人の再教育等を積極的に行い、社会人再教育による自己収入を平成15年度に比較し、50%増加させるよう最大限努力する。 <p>(＊ その他の自己収入増加策については、「3. 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置」に記載)</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①-1) 法人化した平成16年度から、適正な人員配置と外部委託の活用により、総予算に占める人件費の割合を平成15年度の人件費割合と比較し5%低減するよう取り組んでいるところであるが、大学の人件費抑制の必要性と社会的公共性とに鑑み、改めて平成17年度の人件費と比較し、平成21年度までに概ね4%の削減を図る。 -2) エネルギー支出を解析し、省エネ対策プランを作成して実行する。 -3) 業務の手順、手続きなどの合理化・効率化を図ることにより、時間外勤務の適正化を図る。 -4) 購入物品等の統計資料を作成し、組織間で物品等の共同利用を図るとともに一括購入等の低廉化策を実施し物品購入経費を削減する。 <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①-1) 現有IT資産を利用した先端技術講習会の料金を見直す。 -2) 学内施設の外部機関への有料貸出を積極的に推進し、施設の有効利用を図る。 -3) 学内保有機器の外部機関への有料貸出を積極的に推進し、機器の有効利用を図る。 -4) 流動資産の効率的運用を検討する組織を設置する。 	<p>V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自己点検・評価及び第三者評価を厳正に実施するとともに、評価結果を大学運営の改善に反映させる。 	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①-1) 自己点検・評価及び第三者評価の位置付け 評価活動を、大学運営における中枢的な機能の一つと位置付け、その活動が円滑に実施されるための学内体制の整備を図る。

	<p>2 情報公開等の推進に関する目標</p> <p>① 教育・研究、社会貢献、大学運営、入学、卒業等に関する情報公開を促進する。 特に、教育・研究に関するデータベースを整備し、社会に公開する。</p> <p>② 自己点検・評価及び第三者評価のための学内体制のあり方 評価結果を組織的にフィードバックし、諸活動の改善を図る。</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1) 大学の広報システム及び体制を平成16年度に見直す。 -2) 教育・研究等に関するデータベースを整備し、社会への情報提供を行い、さらにデータベースを改善・充実する体制を整える。 -3) 入学から卒業までに関する下記の情報を平成18年度までに公開する。 ア 入試情報 イ カリキュラム及びシラバス等の教育内容に関する情報 ウ 授業評価を含むFDに関する情報 エ 卒業生の進路に関する情報（個人情報を除く。）</p>
<p>VI その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>① 高度化・多様化する教育・研究に対応できる施設の整備を図る。</p> <p>② 施設の有効活用と機能の確保を図る。</p> <p>③ 人間性・文化性豊かなキャンパス環境の創造を目指す。</p> <p>④ 地方財政再建促進特別措置法施行令に基づく、地方自治体との連携強化を図る。</p> <p>2 安全管理に関する目標</p> <p>① 労働安全衛生法等を踏まえて教育・研究環境の安全・衛生の確保を図る。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 高度化・多様化する教育・研究に対応できる施設整備に関する具体的方策 ア 施設整備年次計画に基づいた整備を進めていく。 イ 高度な情報インフラを整備する。</p> <p>② 施設の有効活用と機能の確保に関する具体的方策 ア 全学的視点に立った、施設マネジメントの体制を整備する。 イ スペース管理システム等を導入することにより、施設の使用状況を把握し、有効利用を促進する。 ウ 研究用共用スペースの効率的活用と利用の流動化を促進する施策を導入するとともに、研究用共用スペースの割合を平成15年度実績に比較し倍増する。 エ 必要な経費を確保し、既存施設・設備のメンテナンスを計画的に実施する。</p> <p>③ 教育・研究の場としてふさわしい人間性・文化性豊かなキャンパス環境の創造に関する具体的方策 ア 学生の教育支援、生活支援等のための施設、交流の場を充実し、キャンパスアメニティの向上を図る。 イ キャンパスの国際化及びバリアフリー化を促進し、社会に開かれた環境の整備を図る。</p> <p>④ 地方財政再建促進特別措置法施行令に基づく具体的方策 北九州市及び飯塚市等との協力関係において、地方財政再建促進特別措置法施行令を活用した施設等の整備を図る。</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 労働安全衛生法等を踏まえた事務分掌の見直し及び安全管理・事故防止に関する具体的方策 ア 安全管理体制の整備・充実とともに、安全教育を徹底する。 イ 核燃料物質・R I等を引き続き適切に管理する。 ウ 効毒物等及び化学薬品等を引き続き適切に管理する。</p>

- ② 事故防止に向けた管理体制の充実・強化及び啓蒙を図る。
- ③ 防災計画の策定と意識の啓蒙を積極的に行う。

- ④ 環境マネージメントシステムの構築を図る。
- ⑤ 危機管理への対応策を確立する。

- エ 廃液処理及び廃棄物（動物死体も含む。）処理のための適切な措置を引き続き講じる。
オ 動物実験及び遺伝子組換え実験等のための適切な措置を引き続き講じる。
カ 実験室レベルでの事故等の防止のための学内安全対策を確立する。
- ② 学生・教職員等の安全確保等に関する具体的方策
学生及び教職員の事故等の防止のための設備等の整備及び啓蒙活動を行う。
- ③ 防災のための安全確保体制、システムの整備に関する具体的方策
 - ア 緊急連絡体制及び避難方法等の対策を講じる。
 - イ 施設及び施設使用状況の安全点検を毎年4回実施し、安全対策を完備する。
 - ウ 防災対策マニュアル及び防災対策パンフレットを作成し、教職員・学生に対する啓蒙を図る。
- ④ 環境マネージメントシステム「ISO14001」取得を検討する。
- ⑤ 危機管理に対する具体的方策
 - ア 危機管理への対応策を適切に定める。
 - イ コンプライアンス（法令遵守）の教育を徹底する。
 - ウ 機密情報管理の方策を適切に定める。

別 表

九州工業大学

中期目標		中期計画		
(学部、研究科等)		(収容定員)		
学 部	工 学 部 情 報 工 学 部	工 情 報 学 部 工 学 部	2 , 4 1 0 人 1 , 7 5 0 人	
研 究 科	工 学 研 究 科 情 報 工 学 研 究 科 生命体工学研究科 (独立研究科)	平成 16 年度	工 学 研 究 科 うち 博士前期課程 博士後期課程 情 報 工 学 研 究 科 うち 博士前期課程 博士後期課程 生命体工学研究科 うち 博士前期課程 博士後期課程	4 4 6 人 3 9 8 人 4 8 人 3 7 8 人 3 0 0 人 7 8 人 3 0 6 人 2 1 4 人 9 2 人
		平成 17 年度	工 学 研 究 科 うち 博士前期課程 博士後期課程 情 報 工 学 研 究 科 うち 博士前期課程 博士後期課程 生命体工学研究科 うち 博士前期課程 博士後期課程	4 5 9 人 3 9 8 人 6 1 人 3 8 1 人 3 0 0 人 8 1 人 3 5 2 人 2 1 4 人 1 3 8 人
		平成 18 年度	工 学 研 究 科 うち 博士前期課程 博士後期課程 情 報 工 学 研 究 科 うち 博士前期課程 博士後期課程 生命体工学研究科	5 0 6 人 4 3 2 人 7 4 人 3 8 4 人 3 0 0 人 8 4 人 3 5 2 人

		うち博士前期課程 博士後期課程	2 1 4 人 1 3 8 人
平成 19 年 度	工 情 報 学 部	2 , 2 6 0 人	
	工 學 部	1 , 7 4 0 人	
	工 学 研 究 科	5 5 3 人	
	うち博士前期課程	4 6 6 人	
	博士後期課程	8 7 人	
	情 報 工 學 研 究 科	3 8 4 人	
	うち博士前期課程	3 0 0 人	
	博士後期課程	8 4 人	
	生命体工学研究科	3 5 2 人	
	うち博士前期課程	2 1 4 人	
平成 20 年 度	工 情 報 学 部	2 , 2 3 0 人	
	工 學 部	1 , 7 4 0 人	
	工 学 研 究 科	5 5 3 人	
	うち博士前期課程	4 6 6 人	
	博士後期課程	8 7 人	
	情 報 工 學 研 究 科	3 8 4 人	
	うち博士前期課程	3 0 0 人	
	博士後期課程	8 4 人	
	生命体工学研究科	3 5 2 人	
	うち博士前期課程	2 1 4 人	
平成 21 年 度	工 情 報 学 部	2 , 2 0 0 人	
	工 學 部	1 , 7 4 0 人	
	工 学 研 究 科	5 5 3 人	
	うち博士前期課程	4 6 6 人	
	博士後期課程	8 7 人	
	情 報 工 學 研 究 科	3 8 4 人	
	うち博士前期課程	3 0 0 人	
	博士後期課程	8 4 人	
	生命体工学研究科	3 5 2 人	
	うち博士前期課程	2 1 4 人	

VI 予算（人件費の見積額を含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

区分	分	金額
収入		
運営費交付金		34, 324
施設整備費補助金		204
船舶建造費補助金		<hr/>
施設整備資金貸付金償還時補助金		2, 156
国立大学財務・経営センター施設費交付金		<hr/>
自己収入		21, 633
授業料及入学金検定料収入		21, 240
附属病院収入		<hr/>
財産処分収入		<hr/>
雑収入		393
产学連携等研究収入及び寄付金収入等		7, 425
長期借入金収入		
	計	65, 742
支出		
業務費		55, 957
教育研究経費		43, 935
診療経費		<hr/>
一般管理費		12, 022
施設整備費		204
船舶建造費		<hr/>
产学連携等研究経費及び寄付金事業費等		7, 425
長期借入金償還金		2, 156
	計	65, 742

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額36, 045百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人九州工業大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ① 「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人事費相当額及び管理運営経費の総額。L_(y-1)は直前の事業年度におけるL_(y)。
- ② 「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D_(y-1)は直前の事業年度におけるD_(y)。（D_(x)は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。）
- ③ 「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D_(y-1)は直前の事業年度におけるD_(y)。（D_(x)は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。）
- ④ 「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。F_(y-1)は直前の事業年度におけるF_(y)。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ⑤ 「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。（平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外）
- ⑥ 「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。（平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外）

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑦ 「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D_(y-1)は直前の事業年度におけるD_(y)。
- ⑧ 「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D_(y-1)は直前の事業年度におけるD_(y)。
- ⑨ 「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究診療絏費の総額。E_(y-1)は直前の事業年度におけるE_(y)。
- ⑩ 「附置研究所経費」：附置研究所の研究活動に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費の総額。E_(y-1)は直前の事業年度におけるE_(y)。
- ⑪ 「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費の総額。E_(y-1)は直前の事業年度におけるE_(y)。
- ⑫ 「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑬ 「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑭ 「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

- (1) $D(y) = \{D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha(\text{係数}) + D(x)$
(2) $E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$
(3) $F(y) = F(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$
(4) $G(y) = G(y)$
(5) $H(y) = H(y)$

$D(y)$: 学部・大学院教育研究経費(②、⑦)、附属学校教育研究経費(③、⑧)を対象。
 $E(y)$: 教育研究診療経費(⑨)、附置研究所軽費(⑩)、附属施設等軽費(⑪)を対象。
 $F(y)$: 教育等施設基盤軽費(④)を対象。
 $G(y)$: 特別教育研究経費(⑫)を対象。
 $H(y)$: 入学料収入(⑤)、授業料収入(⑥)、その他収入(⑭)を対象。

2. 每事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

- (1) $L(y) = L(y-1) \times \alpha(\text{係数})$
(2) $M(y) = M(y)$

$L(y)$: 一般管理費(①)を対象。
 $M(y)$: 特殊要因経費(⑬)を対象。

【諸 係 数】

- α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。
 β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。
 γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 ε (イグ・シロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、产学連携等研究収入及び寄付金収入等については、本学の近年の実績を考慮し試算した収入予定額を計上している。

注) 产学連携等研究収入及び寄付金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費、船舶建造費については、平成16年度予算に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 产学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、产学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	60,581
経常費用	60,581
業務費	54,783
教育研究経費	9,490
診療経費	
受託研究費等	5,785
役員人件費	712
教員人件費	28,224
職員人件費	10,572
一般管理費	3,754
財務費用	
雑損	
減価償却費	2,044
臨時損失	
収入の部	60,581
経常利益	60,581
運営費交付金	31,398
授業料収益	16,230
入学金収益	2,956
検定料収益	546
附属病院収益	
受託研究等収益	5,785
寄附金収益	1,219
財務収益	10
雑益	393

資産見返運営費交付金戻入	8 8 7
資産見返寄付金戻入	8 4
資産見返物品受贈額戻入	1, 0 7 3
臨時利益	_____
純利益	_____
総利益	_____

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	6 6, 5 8 2
業務活動による支出	5 8, 5 2 7
投資活動による支出	5, 0 5 9
財務活動による支出	2, 1 5 6
次期中期目標期間への繰越金	8 4 0
資金収入	6 6, 5 8 2
業務活動による収入	6 3, 3 8 2
運営費交付金による収入	3 4, 3 2 4
授業料及入学金検定料による収入	2 1, 2 4 0
附属病院収入	
受託研究等収入	5, 7 8 5
寄付金収入	1, 6 4 0
その他の収入	3 9 3
投資活動による収入	2, 3 6 0
施設費による収入	2, 3 6 0
その他の収入	
財務活動による収入	
前期中期目標期間よりの繰越金	8 4 0

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

注) 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込額を含む。

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

15億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充当する予定である。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
・小規模改修	総額 204	施設整備費補助金 (204)

注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

注2) 小規模改修について17年度以降は16年度と同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

[人事に関する方針]

1. 基本方針

- (1) 教育の質の保証
- (2) 研究の多面的な質的向上
- (3) 適材適所を意識した人材の配置及び有能な人材の採用・登用

2. 具体的施策

(1) 教育・研究のための戦略的・効果的な教職員の採用

- ① 教育職員及び特別研究員は原則として公募制により募集・採用する。
- ② 外国人及び女性の教育職員の確保に努める。
- ③ 重点研究課題及び重点分野の新任の教育職員は、原則として任期制を導入する。
- ④ 事務系職員は、目的に応じた専門性・企画力を重視した人材を採用する。

(2) 人事評価システムによる教職員の適正配置及び人材育成

- ① 教育職員及び事務系職員の個人評価システムを構築し、評価結果による適正な配置
特に、教育職員の教育に関する貢献を評価するシステム並びに研究活動等の状況及び問題点を把握し、研究の質の向上・改善を図るためのシステムを構築する。
- ② 個人評価システムを活用し、教職員毎の職務への貢献度を示す指標を策定して、学内に公表する。
- ③ 事務系職員の専門・企画能力を強化する研修システムを整備する。

(3) 人事交流

教育・研究及び一般業務について、国立大学法人間の連携・協力を図り、流動的な人事システムを含めて効率的運営を構築する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 36,045百万円（退職手当は除く）

3. 中期目標期間を越える債務負担

○ 中期目標期間を越える債務負担

なし